

## 役員退職金規程

(平成 2年5月 鉄道総研達第 5号)

改正 (平成23年3月 鉄道総研達第34号)

### (総則)

第1条 鉄道総合技術研究所（以下「鉄道総研」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の退職金の支給に関して、評議員会が決議をした場合における処理基準については、この規程の定めるところによる。

### (退職金の支給)

第2条 退職金は、役員が退任した時はその者に、死亡したときはその遺族に支給する。

2 退職金を支給する遺族の範囲及びその順位等については、退職手当規程第6条の規程を準用する。

### (退職金の額)

第3条 退職金の額は、在任期間1月につき、退任の日におけるその者の標準報酬月額に100分の36の割合を乗じて得た額とする。ただし、在任中に役員地位（以下「役位」という。）に変更があった者の退職金の額は異なる役位ごとの在任期間（以下「役位別期間」という。）1月につき退任の日における当該異なる役位ごとの標準報酬月額に100分の36の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 在任中特にその功績が顕著であると認められた退任役員については、前項の規定による退職金の額に、その20%を超えない額を加算することができる。また、鉄道総研の名誉を毀損し、もしくは、鉄道総研に著しい損害を与えたと認められた退任役員については、退職金を減額すること又は支給しないことができる。

### (役員在任期間の計算)

第4条 役員在任期間の月数の計算については、役員就任の日又は役位に就いた日を起算日とし、暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月とする。

2 第3条第1項ただし書きの規定による場合において、各役位ごとの在任期間の合計月数が、前項の規定により計算した在任期間の月数を超えるときは、役位別期間のうち端数の少ない在任月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役位期間の在任月数から同様に1月を減ずるものとする。

### (端数の処理)

第5条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果、100円未満の端

数を生じたときは、これを100円に切り上げる。

(その他)

第6条 理事を退任し、監事に就任する場合又は監事を退任し、理事に就任する場合は、それぞれの退任時に退職金を支給する。

附則

- 1 この規程は、平成2年5月11日より施行する。
- 2 第3条に定める標準報酬月額は、当分の間退任の日におけるその者の標準報酬月額に18分の12を乗じた額とする。
- 3 (平成23年3月30日鉄道総研達第34号)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から適用する。